

# 鹿児島県における性教育について

## その1. 性犯罪と性教育の現状

西種子田 弘 芳

### The Study of Sex Education in Kagoshima

#### No. 1 Present Conditions of Sexual Crimes and Sex Education in Kagoshima

Hiroyoshi NISHITANEDA

#### はじめに

今日の社会の発展はめざましいものがあるが、そのなかでも特に情報機関の発展とその情報量の膨大さには驚くべきものがある。特に性情報については氾濫しているという表現がもっとも適切であるかのような状況にある。そのためこれまで性の問題はできるだけ避けて通ってきた学校や家庭のなかへ、そうした情報は容赦なく侵入している。しかし興味本位で営利主義的な性情報が、人間としての精神的なふれあいを無視したかたちで無責任に投げだされているようだ。善シ悪シの判断をする間もなく、子どもたちの中へ浸透しているため、多くの重大な影響が心配され、かつすでに多くの問題がおきている。

一方、生活水準の向上は、子どもたちの体位に影響し、鹿児島県においても全国的な水準とまではいかなくても、ここ数年来急激な伸びがみられ、性的成熟も早期化促進化の傾向にある<sup>1)2)</sup>。しかし、子どもたちの特に思春期の心身のアンバランスは人生のなかでも特徴的であることはよく知られており、身体的発育や成熟と精神的発達とは必ずしも一致しない。身体上の大きな変化は正常な発育発達と成熟への現象であるのに、それを不安に感じたり、自己嫌悪に陥ったりで精神的動揺を示す不安定な時期でもある<sup>3)</sup>。また、異性や性に関する事柄に急激に興味や関心を示す時期でもある<sup>4)5)6)7)</sup>。今日の性刺激・性情報からこうした感受性の高い子どもたちの目を覆うことはほとんど不可能である。不可能であるとすればなんらかの形で正しい知識を与え、自主的に問題を意識し、実践する力を子どもたちに持たせる以外に方法はないのではないか。こうした状況の中では学校はそのための中核的存在とならざるを得ない。従って学校における性教育への取りくみは重要かつ急務を要する時期にきていると考える。

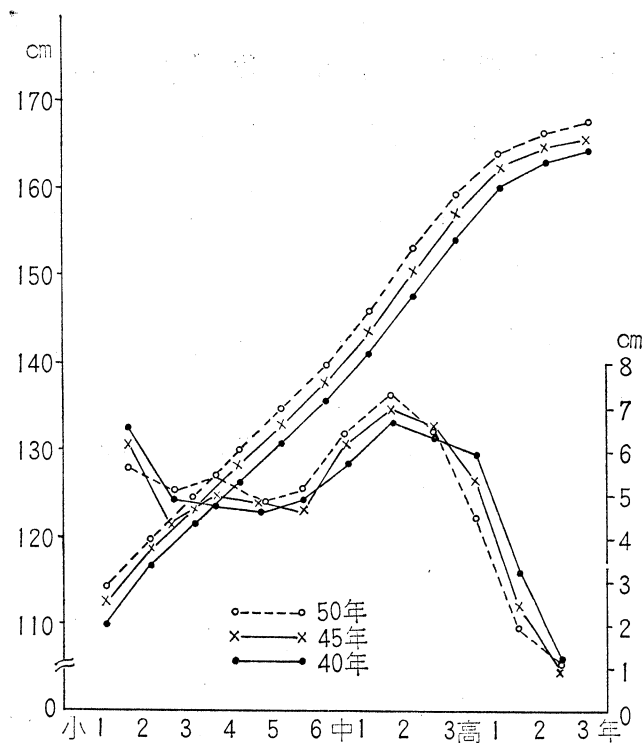


図-1 鹿児島県下学童の平均身長及び発育率の推移 (男子)

表 I 初潮発来平均年令

	甲 東 中	榕 城 中	串木野中	羽 島 中
46年度生	13才0月	13才1月	12才10月	13才1月
49年度生	12才6月	12才6月	12才3月	12才5月

## 研究の目的

学校における性教育の必要性は十分に理解されているように思うが、筆者はこうした性情報氾濫の中でも、正しい性知識を選択できる力を養い、生物学的医学的知識だけでなく精神的社会的存在としての性に対する理解をより深め、直面するであろう問題に対して、直観的感情的に処理しないで、意識的実践的に対応できる力を子どもたちに持たせることを性教育のなかにも期待したい。

しかし、実際問題として教育現場でどのような内容をどのように扱うべきかはなかなか困難な問題である。そこで今回は、今後の性教育を進めていくうえでの基礎資料とするために、鹿児島県下における青少年性犯罪の現状とその背景を検討し、加えて学校現場における性教育の実状と、性教育に対する教師の意識の実態について調査を実施した。というのも具体的な教材を作成し、学習が展開されるためには、その問題や関心がより具体的に把握されなければ、効果的実践的な性教育を進めることはできないと考えるからである。

以下ここに結果の概要を報告するものである。

## 調査対象と調査方法

### I. 性犯罪の現状とその背景

鹿児島県警察本部保安部防犯課が毎年発行している「少年非行」の43年度版から50年度版<sup>13)</sup>までの8年間の資料をもとに分析・検討した。また犯罪者少年等の背景については、同資料に掲載された「おもな少年非行の補導事例」のなかから性に関する40事例を細かく検討した。

なお、この資料において使用した用語は、「少年非行」の記載にならって次のように規定した。

- 少年 ; 20才未満の者をいう。
- 犯罪少年 ; 14才以上の少年で刑法犯を犯した者をいう。
- 触法少年 ; 14才未満の少年で刑法犯にふれる行為をした者をいう。
- ぐ犯・不良行為少年 ; ぐ犯少年 (少年の性格・行為から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年) および不良行為少年 (犯罪少年, 触法少年およびぐ犯少年には該当しないが、飲酒・喫煙等の行為をし、自己または他人の徳性を害している少年) をいう。

### II.-①学校現場における性教育の実践実態

#### ㊦性教育に対する教師の意識の実態

いずれも表IIに示すように鹿児島県下14市の公立の小・中・高校の性教育担当者に回答を依頼した。しかし、残念ながら回収率はきわめて低いものとなった。

表II

対 象 校	回 収 率 (%)
小 学 校 190校	67校 (35.3)
中 学 校 87校	27校 (31.0)
高 校 84校	27校 (32.1)
計 361校	121校 (33.5)

調査は次に示すような「性教育に関するアンケート」用紙を筆者の研究室で作成し、必要事項について選択法または記述法により記入してもらった。なお、結果の分析は項目別に百分率で表わしたが、複数回答となったため、合計は100%にはならない。

### 性教育に関するアンケート

学校名

1. 貴校では、性教育は主として誰が行なっていますか。

- イ, 学級担任                      ロ, 教科担任 (具体的に )

ハ、養護教諭                      ニ、校医                      ホ、その他 (                      )

2. 性教育のねらいは何だと思えますか。

また、教育の中で、性教育をとりあげる必要性についてどう思えますか。

3. 貴校では、いま性教育についてどんな実践を行なっていますか。

(1) 性教育を行なう時間      年間約                      時間

(2) 内容 (該当するものは全部○で囲んでください。)

イ、男女のからだのしくみ	ロ、思春期	ハ、男らしさと女らしさ
ニ、男女の相互協力について	ホ、受精	ヘ、初潮指導
ト、精通現象	チ、性道徳	リ、性被害
ヌ、遺 伝	ル、清潔観と基本的生活習慣	ヲ、からだの成長について
ワ、男女の役割と分担	カ、第二性徴	ヨ、男女交際について
タ、男女の理想像	レ、友情と恋愛のちがい	ゾ、結 婚
ツ、その他		

(3) 性教育の場面

イ、学級指導	ロ、道 徳	ハ、特別な時間	ニ、個別指導
ホ、教科の中で	ヘ、その他 (                      )		

(4) 性教育の指導方法

イ、女子だけ	ロ、男子だけ	ハ、男女いっせい	ニ、内容については男女別
ホ、その他			

(5) 用いている教材

イ、教科書のみ	ロ、スライド併用	ハ、その他の書物の併用
ニ、その他		

(6) 貴校では、性教育に関し、何か特別な活動を行なっていますか。

イ、行なっている	ロ、行なっていない
----------	-----------

※ イ、の場合、どんな活動ですか。

4. 性教育について、いちばん困っている問題事例は何ですか。

5. 性教育に取り組むにあたっての最大の障害は何だと思えますか。

6. その障害はどのようにすれば克服できると思えますか。現状での糸口は？

また、実際に解決策・解決例がありましたらご記入ください。

7. 性教育について何か感じていることがありましたらご記入下さい。

※ 該当するものに○をして下さい。

8. 学校における性教育の必要性について

イ、必要である	ロ、必要でない	ハ、わからない
---------	---------	---------

(1) 必要である理由

- イ, 性の悩み, 不安解消のため      ロ, 性はん濫, 性の誘惑が多い  
 ハ, 共学下で男女交際の機会が多い      ニ, 親からの要望  
 ホ, その他 ( )
- (2) 必要でない理由
- イ, 本来家庭教育だから      ロ, よい指導者がいない      ハ, 本能的にわかる  
 ニ, 刺激を与える      ホ, 学校は学習指導のみに専念すべき  
 ヘ, 個人差大きく, いっせい指導困難      ト, その他 ( )
9. 学校における性教育は誰が指導すべきと思いますか。
- イ, 学級担任      ロ, 教科担任      ハ, 養護教諭      ニ, 校 医  
 ホ, その他 ( )
10. 性教育の場面はどこが適当と思いますか。
- イ, 学級指導で      ロ, 道徳で      ハ, 特別の時間に      ニ, 個別指導  
 ホ, 教科の中で      ヘ, その他 ( )
11. 性教育の場として, どこが適当と思いますか。
- イ, 家庭教育      ロ, 学校教育      ハ, 社会教育  
 ニ, 学校・家庭・社会教育で
12. 学校の性教育の内容と思われるもの
- イ, 男女のからだのしくみ      ロ, 思春期      ハ, 男らしさと女らしさ  
 ニ, 男女の相互協力について      ホ, 受精について      ヘ, 初潮指導  
 ト, 精通現象      チ, 性道徳      リ, 性被害  
 ヌ, 遺伝子      ル, 清潔観と基本的生活習慣      ヲ, からだの成長について  
 ワ, 男女の役割と分担      カ, 第二次性徴      ヨ, 男女交際について  
 タ, 男女の理想像      レ, 友情と恋愛のちがい      ソ, 結 婚  
 ツ, その他 ( )
13. 学校の性教育はどれを主とすべきですか。
- イ, 身体の清潔習慣      ロ, 身体の成長のようす      ハ, 男女の特性  
 ニ, 男女の協力態度      ホ, 家庭生活の理解      ヘ, 正しい男女交際のあり方  
 ト, 男女の人間関係のあり方      チ, 性生理  
 リ, 性に対するあやまちから守る教育      ヌ, 性に対する自制心  
 ル, 将来の結婚      ヲ, その他 ( )
14. 学校で性生理を教える場合, どの内容を含むべきと思いますか。
- イ, 性犯罪      ロ, 売 春      ハ, ペッティング      ニ, 性 交  
 ホ, 自 慰      ヘ, 性ホルモン      ト, 脳下垂体      チ, 排卵  
 リ, 精 巢      ヌ, 卵 巢      ル, 夢 精      ヲ, 射 精

ワ、月経                      カ、生理痛                      ヨ、避任                      タ、中絶  
 レ、妊娠                      ソ、出産                      ツ、その他（                      ）

15. 学校において、性教育を実施するとき予想される困難点は何だと思えますか。

イ、必要性感じるが、指導むずかしい      ロ、教育課程の位置づけがない  
 ハ、児童の個人差大                              ニ、いっせい指導、個別指導の組み合わせがむずかしい  
 ホ、内容の教師共通理解むずかしい      ヘ、指導の時間的余裕がない  
 ト、教師にも適・不適がある                      チ、指導限界不明  
 リ、指導資料、教材が乏しい                      ヌ、おしつけ、こじつけになりやすい  
 ル、家庭との連絡をとりにくい                      ヲ、その他（                      ）

御協力ありがとうございました。

## 調査結果と考察

### I. 性犯罪の実状とその背景

「最近の県下における少年非行は、量的には昭和47年から増加の一途をたどっている。内容的には、中・高校生徒の非行の増加、非行の集団化、不純異性交遊等の性の遊戯化、あるいは普通家庭の少年非行の増加などが大勢を占めている」と、県警防犯課少年課発行の「少年非行」では述べている。

このような少年の非行件数（犯罪件数）の増加は、逆に被害件数の増加をも暗示するものである。

そこでここでは、県下における犯罪および被害内容の分析・解明を試みることによって、性犯罪の未然の防止対策や児童生徒に対する指導への重要な糧を得ることと、そうした青少年をとりまく状況や背景を明らかにし、より広い意味での性教育に応用する基礎資料を得るために検討したものである。

#### ① ぐ犯行為及び犯罪件数

Ⅲ表は、「少年非行」のなかから、性に関係する犯罪行為等の件数をとりあげたものである。

この表から云えることは、不純異性交遊が次第に増加していること、そしてそのなかで女子少年の件数が年々増加傾向にあること、また、犯罪としての強姦やわいせつ行為が次第に低年齢化し、中・高校生に多くなっていることが注目される点であろう。

#### ② 犯罪の原因・動機

次の第Ⅳ表は昭和43年から46年にかけて強姦およびわいせつ行為を犯したものの原因・動機を調べたものである。

彼らの犯行の直接の動機づけとなったものは、映画やテレビ等の裸体像や性行為描写等を中心とする視的感覚刺激がほとんどである。

次いで、交友との雑談（わい談）や交友に誘われるままとかそそのかされてが多く、なんとなくとか好気心からが続いている。

表Ⅲ 鹿児島県下における最近の少年の性関係ぐ犯行為、犯罪行為件数

犯罪項目		年度															
		43		44		45		46		47		48		49		50	
不純異性交遊		203 (92)		178 (74)		214(100)		180 (94)		173 (88)		176 (81)		266(115)		324(138)	
学 職 別 状 況	小学校											4 ( 2)					
	中学校	23 (17)		14 ( 7)		29 (18)		25 (18)		31 (20)		30 (19)		36 (24)		32 (22)	
	高校	91 (35)		66 (27)		106 (41)		68 (29)		71 (29)		72 (33)		102 (36)		153 (59)	
	大学	2		3 ( 1)		5 ( 1)		4 ( 2)		4 ( 2)		7 ( 2)		8 ( 6)		8 ( 2)	
	各種学校その他			3 ( 2)		4 ( 3)		2 ( 2)		1		5 ( 4)		2 ( 1)		6 ( 2)	
	有職者	50 (22)		56 (20)		44 (25)		50 (31)		38 (17)		39 (17)		84 (36)		79 (32)	
無職者	37 (18)		36 (17)		26 (12)		31 (12)		28 (20)		19 ( 5)		34 (12)		46 (21)		
強 姦		55		40		33		36		20		42		31		37	
わいせつ <small>(但し48年以後風俗犯に含む)</small>		30 ( 1)		12		33		31		15		31 ( 1)		17		11	
		強	風	強	風	強	風	強	風	強	風	強	風	強	風	強	風
学 職 別 状 況	小学校				1				1								
	中学校	4	6	5	2	5	13	7	17	1	2	2	2	1	11	1	2
	高校	17	15	10	4	7	12	13	6	11	5	16	20	11	5	10	4
	大学																
	各種学校その他		1					1				1	1	1			
有職者	23	5	19	4	18	3	14	3	2	5	11	4	12		16	3	
無職者	11	3	6	1	3		3	1	6	1	12	2	6		9	1	
触 法					1		7		6		2		2		1	1	1

( ) は女子少年 強; 強姦 風; 風俗犯

表Ⅳ 原因動機別 (43年~46年)

罪種別	動原因別	総数	原因動機										年度
			映刺画を激させて	テレビを激せて	雑誌を刺激された	おとなの行為を	わいたんを聞いた	異性の服装に	好奇心・でき心	交さそ友わられて	その他		
強 姦	わいせつ	55	2		6	2	6	8	7	12	12	43	
		30		4		6	5		3	12			
強 姦	わいせつ	40	1	4	8		5	2	6	10	4	44	
		12	2	3	3		1	1	2	2	1		
強 姦	わいせつ	33	2	2	3	3	1		4	8	10	45	
		33	3	1	6	1		2	9	3	8		
強 姦	わいせつ	36	3	1			3		7	13	9	46	
		28	1	1	9	1	3		6	3	4		

こうした犯罪行為をなした少年たちの背景に劣悪で有害となりうる情報が広くはびこり、それが直接的にあるいは深層的に子どもたちの心の奥深くまで蝕んでいるのではないだろうか。因みに昭和44年から昭和50年度までの鹿児島県における有害映画と有害文書の指定件数とそれに対する少年の補導件数を第V表に掲げてみた。

表V 有害文書等の指定と青少年補導状況

年度	44	45	46	47	48	49	50
有害映画	161	205	173	276	244	237	267
／ 文書	321	247	344	344	310	481	683
補導		37	38	44	23	75	21

有害映画や有害文書等は毎年増加の傾向にあり、補導された青少年の数も増加傾向にある。それでも補導された青少年は氷山の一角であろう。これらのものが直接的間接的に全ての子どもたちに影響していることは疑う余地のないところである。大人たちには自由に鑑賞し楽しんでいるものが、なぜ子どもたちにはできないのかという反抗心や疑惑あるいは好気心はより助長されるであろうし、有害指定として閉めだしをしながら、実際上は名目だけで派手な、これ見よがしのものが、店頭や街頭に氾濫しているという矛盾さも、子どもたちには心よく思われたいのは当然ではなからうか。大人はよく思想の自由や表現の自由を強調して、こうしたものに対する規制や取締りに反対するけれども、子どもたちにも健全な環境の中で住む権利はあるはずである。子どもたちの自由で健全な学習や発達を阻害してしまう環境を作りだすことの方がより危険であると云わなければならない。そのためには大人のあまりにも身勝手な自由さも、子どもの心身の健全な発達を保障する立場から、一定程度規制することも己むを得ないのではなからうか。

#### ①被害の場所調べ

表VIは昭和45年と昭和46年度におきた少年犯罪のうち、強姦とわいせつ行為がなされた場所である。

表VI 性犯罪の被害場所調べ

年 度	場 所 罪 種 別	総 数	屋 内						屋 外								
			被 疑 者 宅	被 害 者 宅	旅 館 ・ モ テ ル 等	空 屋 等	そ の 他	計	公 園	山 林	海 岸	自 動 車 内	田 ・ 畑	道 路	学 校	そ の 他	計
45	総数	66	6	3	1	1	8	19	3	10	2	7	2	17		6	47
	強姦	31	2	2	1	1	2	8	2	5	1	7	1	6		1	23
	わいせつ	35	4	1			6	11	1	5	1		1	11		5	24
46	総数	53	4	2	2	1	2	11	4	12	2	3	2	15	3	1	42
	強姦	21	2			1		8		4	2	3	2	6	1		18
	わいせつ	32	2	2	2		2	3	4	8				9	2	1	24



